

キャッチフレーズ 見えないものは守れない、守れるものは見えるものだけ

I. 経営理念(企業ビジョン)

日本の企業、事業者が直接又は間接に知的財産を用いて、生産性や収益性を向上させることができるようにすること。

II-1. 企業概要

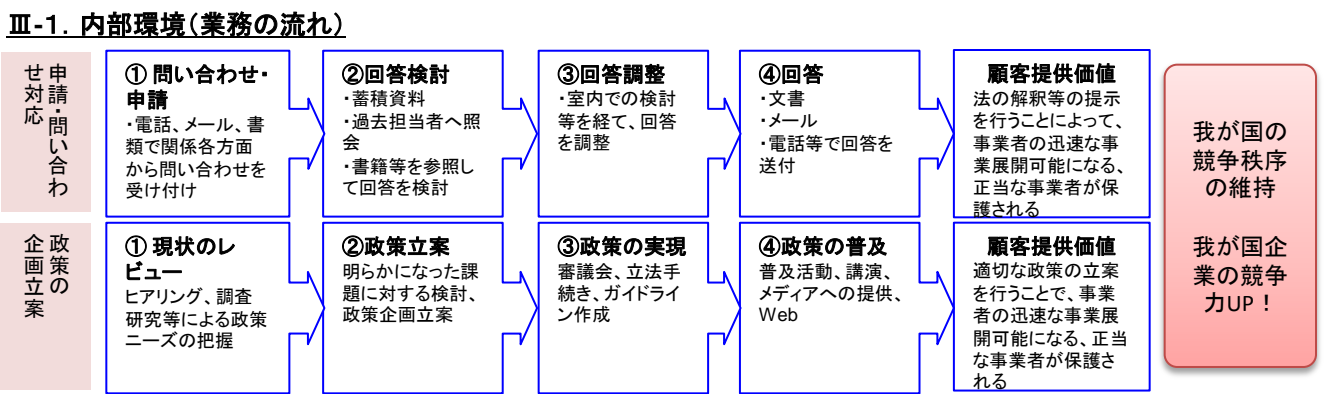
【室長】石塚 康志
【住所】100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
【室員】10名(室長1名、室長補佐3名、係長3名、係員2名、非常勤1名)
【URL】
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>(不正競争防止法)

II-2. 沿革

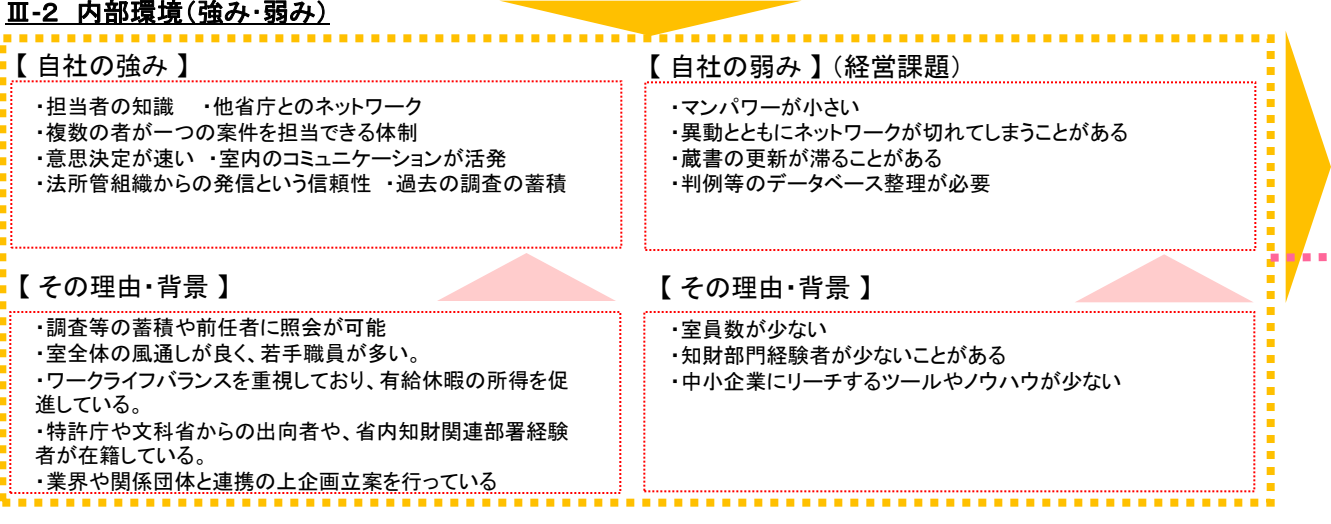
- ・1988年 営業秘密の保護に係る不正競争防止法大改正に伴い通商産業省産業政策局総務課に知的財産政策室が設置される。
- ・1990年 通商産業省組織規定に設置根拠を有する、いわゆる「省令室」に格上げされる。
- ・2000年 経済産業局産業組織課下に置かれる。

II-3. 受賞歴・認証・資格等

- ・(資格)1988年～不正競争防止法の所管課室



業務の流れ	他社との差別化に繋がっている取組(申請・問い合わせ対応)	業務の流れ	他社との差別化に繋がっている取組(政策の企画立案)
① 問い合わせ	各種問い合わせについて随時記録をとっている 窓口担当者が知財法の担当について概要を理解している ホームページにモデル書式を準備している	① 現状のレビュー	執行機関や関係者との連絡を密にとっているため、現状把握を効率的に行うことができる 関係業界、支援機関からの意見吸い上げができる
② 回答検討 ③ 回答調整	外部ネットワークを利用することができる	② 政策立案	外部ネットワークを利用することができる
④ 回答	複数担当者の協議により、正確性のある回答をできる 室内決済プロセスが早く、迅速に回答できる	③ 政策の実現	不競法や各種指針を直接所管しているため、素早くこれらに新政策を反映できる
顧客提供価値	法の解釈等の提示を行うことによって、事業者の迅速な事業展開可能になる、正当な事業者が保護される	④ 政策の普及	立法担当組織からの発信であり信頼性が得られる
		顧客提供価値	適切な政策の立案を行うことで、事業者の迅速な事業展開可能になる、正当な事業者が保護される。



機会

技術流出や営業秘密の流出に対する企業の高い関心、知財に関する情報ニーズ
知的資産経営に対する継続的関心
企業の非財務情報把握に対する金融機関のニーズ
不正競争防止法を用いた不正競争行為の取締のニーズ

脅威

知財管理・活用に対する企業内部でのコスト意識、積極的な知財戦略が取られにくい状況
特に中小企業における、自社には「知的資産がない」とのセルフイメージ
海外知財ファンドや知財取引所構想など、新たな知財管理手法の台頭
人員削減、新規採用者減

V. 今後のビジョン(方針・戦略)

外部環境と知的資産を踏まえた今後のビジョン	①	迅速かつ的確な不正競争取締行為の遂行補助
	②	営業秘密保護、技術流出防止への実効的な対策、事業者への効果的な周知
	③	知財活用支援のための環境整備、事業者への効果的な周知
	④	不正競争類型の適切な保護
今後のビジョンを実現するための取組	①	過去の事例の整理・蓄積、業務参考資料(室内マニュアル、参考文献等)の継続的な更新、担当者の自己研鑽の推進、講演等普及活動の実施、実用的なガイドラインの整備
	②	営業秘密管理指針の効果的な周知方法の検討(章立ての見直しなど)、技術流出防止指針の改訂の検討、営業秘密保護を含む企業経営層へのコンプライアンス浸透策の検討
	③	金融機関が知財情報を活用して資金供給できる環境作り、中小企業・大学の知財管理高度化に必要な機能の検討、知財活用円滑化に向けた継続的な情報収集
	④	不競法保護範囲の検討、知財関連法制の改正動向の把握

